

令和 6 年(行ケ)第 10005 号「電子患者介護用のシステム、方法および装置」判決において、裁判所が審決を取り消した理由とその妥当性について調査し、まとめます。具体的には、

- 争点となった特許の内容と審決の主な判断理由
- 裁判所が審決を取り消した具体的な理由(法的・技術的視点)
- その理由の妥当性に関する専門家や法律関係者の評釈
- 本判決が今後の特許審決取消訴訟に与える影響について分析し、ご報告します。

令和 6 年(行ケ)第 10005 号「電子患者介護用システム事件」判決の分析

令和 6 年 11 月 27 日に知的財産高等裁判所(第 2 部)で言い渡された特許出願「電子患者介護用のシステム、方法および装置」(特願 2019-195004 号)に関する判決([本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 – Lexology](#))について、裁判所が特許庁審決を取り消した理由とその妥当性を整理します。本件は拒絶査定不服審判の審決取消訴訟であり、知財高裁は特許庁の審決(明確性要件・実施可能要件を欠くとの判断)を取り消しました([本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 – Lexology](#))。以下、(1)発明の概要、(2)特許庁審決の内容、(3)裁判所が審決を取り消した理由、(4)その理由に対する専門家の評釈、(5)本判決の影響の順にまとめます。

1. 争点となった特許の概要(発明内容・技術的特徴)

本件発明は、患者の医療・介護情報を扱う電子的なシステムに関するものです。請求項 1 では**「電子患者介護用のシステム」**として、以下の構成が特徴づけられています([本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 – Lexology](#)):

- ゲートウェイ: ウェブ・サービスを提供し、ルーティング機能および医療デバイスのソフトウェア更新機能(無しまたは少なくとも 1 つ)を提供するように構成された装置 ([本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消し](#)

た事例 - Lexology)。要するに、ネットワーク上でサービスを提供し、医療機器との通信経路制御や機器ソフト更新を行う中継装置です。

- **医療デバイス(医療機器)**: 上記ゲートウェイと動作可能に通信するよう構成されたデバイス (本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 - Lexology)。この医療機器はウェブ・サービスを通じてゲートウェイと接続し、データ送受信や制御を行います。
- **トランザクション・ベースのウェブ・サービス**: 提供されるウェブ・サービスは**「トランザクション・ベースのウェブ・サービス」である**と特定されています (本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 - Lexology)。つまり、データ処理を取引(トランザクション)単位で行うタイプのウェブサービスです。これにより複数の処理を一まとめの取引として実行し、同時アクセス時のデータの一貫性を保てる仕組みが示唆されています (本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 - Lexology)。

以上の構成から、本発明はインターネット上の「ウェブ・サービス」技術を活用して医療機器とゲートウェイを連携させる電子患者介護システムといえます。その技術的特徴は、XML や SOAP 等の規格に準拠したウェブサービス基盤で医療デバイスを接続し、必要に応じて機器ソフトの更新やルーティングを行うことで、患者介護に関する情報処理をトランザクション(一連の不可分な処理単位)として安全に実行できる点にあります (本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 - Lexology)。

2. 特許庁審決における主要な判断内容

特許庁の審判(不服 2022-3025 号事件)における審決は、本願発明について明確性要件および実施可能要件の不備を指摘し、特許を認めない判断を示しました (本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 - Lexology) (本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 - Lexology)。主な判断内容は次のとおりです。

- **明確性要件の欠如(特許法 36 条 6 項 2 号)**: 請求項中の「ウェブ・サービス」と「トランザクション・ベースのウェブ・サービス」という用語の技術的意味が不明確であるとされました (本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 - Lexology)。明細書にはこれら用語について請求項と同じ表現があるのみで具体例が一切示されておらず、当業者がそれらの

意味内容を理解して発明の範囲を把握することができない、と判断されています（[本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 – Lexology](#)）。特に「ウェブ・サービス」は「ウェブを介したサービス」という広い概念にも解釈でき、何を指すか不明確であり、「トランザクション・ベースのウェブ・サービス」も具体例が無いため何を特定するか不明確だと指摘されました（[本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 – Lexology](#)）。この結果、発明を特定する請求項の記載が不明確で、第三者に発明の範囲について予測不能な不利益を与える状態にあるとして、明確性要件不備が結論付けられました。

- **実施可能要件の欠如（特許法 36 条 4 項 1 号）**: 上記明確性の欠如を前提として、本願明細書の発明の詳細な説明も要件を満たさないと判断されました（[本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 – Lexology](#)）。すなわち、発明の内容自体が明確に把握できない以上、当業者が過度の試行錯誤なく本発明を実施できる程度に明細書が具体的かつ十分に記載されているとはいえない、とされています（[本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 – Lexology](#)）。明細書中に「ウェブ・サービス」等の技術的内容の手掛かりがなく、当業者が発明を実施できる具体的指導が不足しているとの趣旨です。

以上より、特許庁審決は**「本願は明確性要件・実施可能要件のいずれも満たさない」**として、拒絶査定不服の審判請求を成り立たない（棄却）と判断しました（[本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 – Lexology](#)）。

3. 裁判所（知財高裁）が審決を取り消した具体的理由

知財高裁（令和 6 年（行ケ）第 10005 号）は上記審決を取り消し、本願発明は明確性要件・実施可能要件とともに満たすと判断しました（[本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 – Lexology](#)）。裁判所が示した具体的理由を、法的観点と技術的観点から整理します。

- **法的観点（明確性判断の基準）**: 裁判所は、特許請求の範囲の明確性判断にあたり次のような基準を強調しました。「発明が明確か否か」は請求項の記載だけでなく、明細書および図面の記載、さらに出願当時の当業者の有する通常の技術常識まで踏まえて判断すべきであるとしています（

その判断は「請求項の記載が第三者に不測の不利益を及ぼすほど不明確か否か」という観点からなされるべきだと示しました（特許 令和6年(行ケ)第10005号「電子患者介護用のシステム、方法および装置」（知的財産高等裁判所 令和6年11月27日）－創英國際特許法律事務所）。要するに、出願当時の技術常識に照らして用語の意味が理解でき、第三者に予期せぬ不利益を与えるほどの曖昧さがなければ明確性要件を満たすという基準です（特許 令和6年(行ケ)第10005号「電子患者介護用のシステム、方法および装置」（知的財産高等裁判所 令和6年11月27日）－創英國際特許法律事務所）。この基準は従来の判例法理（請求項の用語は当業者が出願時に有する技術常識で補充解釈される）を踏襲したものです。裁判所は本願発明について、この基準に則り判断を行いました（本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 - Lexology）。

- **技術的観点（用語「ウェブ・サービス」等の解釈）**: 裁判所は、出願当時（国際出願日は 2013 年 12 月 20 日）の技術常識を裏付けるため、当時の特許公報や技術文献計 6 件の記載を証拠として精査しました（本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 - Lexology）。それら刊行物によれば、**「ウェブ・サービス」とは「インターネット上に分散した複数のウェブアプリケーションシステム同士を連携させる技術であり、XML・UDDI・WSDL・SOAP といった規格に適合したもの」という意味で用いられていたと認定されています（本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 - Lexology）。また本件発明の文脈に関連して使われている「トランザクション」**についても、「複数の処理をひとまとまりにし、同時アクセスされるデータの一貫性を確保できるもの」という意味で技術分野で用いられていたと認められました（本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 - Lexology）。したがって「トランザクション・ベースのウェブ・サービス」**とは「上記トランザクション機能を基礎としたウェブ・サービス」の意味であり、これも当時の技術常識として理解されていた用語だと判示されています（本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 - Lexology）。以上の認定から、本願の「ウェブ・サービス」および「トランザクション・ベースのウェブ・サービス」は、出願当時に業界で確立した技術用語であり、それぞれ上述の意味で使われていると裁判所は結論付けました（本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 - Lexology）。
- **明確性要件についての結論**: 上記の技術常識を踏まえれば、たとえ本願明細書中に「ウェブ・サービス」や「トランザクション・ベースのウェブ・サービス」の具体的な例示や定義がなくとも、当業者にはこれらの技術的意味を理解できると

裁判所は判断しました（[本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 - Lexology](#)）。請求項の記載も、それによって第三者に不測の不利益を及ぼすほど不明確とはいえないため、本願は明確性要件を満たすと結論づけられました（[本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 - Lexology](#)）。これは、特許庁審決が前提とした「用語が不明確」という認定自体を覆すものです。

- **実施可能要件についての結論**: 明確性が認められたことに伴い、実施可能要件の判断も覆りました。審決では「発明の内容が不明確だから実施可能要件も欠く」という論理でしたが、裁判所はその前提（不明確性の認定）が誤りである以上、その前提に基づく実施可能要件欠如の判断も誤りであるとしました（[本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 - Lexology](#)）。裁判所は、発明の詳細な説明（明細書の記載）が当業者にとって過度の試行錯誤なしに実施可能な程度であれば実施可能要件を充足するとの一般論を示した上で（）、本件明細書は出願時の技術常識を踏まえれば当業者が発明を実施できる程度の情報を提供していると判断しています。つまり、本願明細書に「ウェブ・サービス」の具体説明が無くても当業者には十分理解できるため、実施可能要件も満たすという結論です（[本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 - Lexology](#)）。以上より、知財高裁は審決の判断は法律・事実の適用を誤ったものであるとして、審決を取り消しました（[本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 - Lexology](#)）。

4. 取消理由に関する専門家や法律関係者の評釈（妥当性の議論）

本判決の明確性・実施可能要件に関する判断について、知財実務専門家からは概ね妥当であるとの評価が示されています。裁判所が示した基準や考え方は既存の法理に沿ったものであり、審決が看過した技術常識を丁寧に救い上げた点が高く評価されています（[本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 - Lexology](#)）。以下に主な評釈と議論のポイントをまとめます。

- **特許庁（被告）側の主張と裁判所の反論**: 審決取消訴訟において特許庁側（被告）は、「明細書に『ウェブ・サービス』等の説明が全くない以上、出願と直接関係のない文献を持ち出して用語の意味を明確にできるはずがない。出願当時の技術常識を考慮して意味を解釈しようとしても、明細書に手がかりがな

い用語について後から証拠を出して自由に意味付けすることは許されない」という趣旨の主張をしました（[本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 - Lexology](#)）。要は、「明細書に記載がない以上、その用語は不明確のまま」という論点です。しかし裁判所は前述のとおり**「明確性要件の判断では出願当時の当業者の技術常識を基礎にすべき」であると指摘し、「ウェブ・サービス」および「トランザクション」の用語自体の意味が当時技術常識であった以上、明細書に説明がなくともその技術的意味は不明確とはいえない」として特許庁の主張を退けました（[本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 - Lexology](#)）。この裁判所の反論は、過去の判例（例えば「塩化物事件」**最高裁判決（昭和 51 年）などで示された明確性判断基準）にも沿ったものであり、用語の意味明確化に出願時の公知技術を参照する手法は適法との立場を再確認するものです。専門家の中には「審査・審判段階でも、本件のように用語の技術的意味を裏付ける客観的資料を適切に考慮すべきだった」と指摘する声もあります。つまり、本件審決では出願時点で確立していた技術用語の意味を十分に考慮せずに不明確と断じた点が問題であり、裁判所はそこを是正したといえます。

- 判決の妥当性に関する評価：大手法律事務所の解説によれば、本判決は出願当時の刊行物記載や技術常識を仔細に検討して結論を導いており、結論として妥当であると評価されています（[本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 - Lexology](#)）。明確性要件・実施可能要件の充足性について裁判所と特許庁で判断が分かれましたが、裁判所が示した基準（当業者の技術常識に基づく判断、第三者不測の不利益の観点など）は合理的であり、審決がその基準の適用を誤ったことを具体的な証拠と論理で示した点が支持されています（[本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 - Lexology](#)）。筆者（岩崎翔太弁護士）も「本判決は事例判断ではあるが、明確性要件や実施可能要件についての判断の一例として実務上参考になる」と述べており、今後の審査・審判実務への示唆が大きいと述べています（[本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 - Lexology](#)）。すなわち、技術分野で確立した用語については多少明細書の記載が簡略でも直ちに明確性欠如とすべきではないという教訓が読み取れるとの指摘です。

5. 本判決が特許審決取消訴訟に与える影響

今回の知財高裁判決は、特許の明確性要件・実施可能要件の判断における実務的指針として重要な意味を持つと考えられます（[本願の明確性要件及び実施可能要件](#)

[を否定した審決を取り消した事例 – Lexology](#))。以下、本判決が今後の審査・審判・訴訟実務に与える影響を整理します。

- **明確性要件審査への影響:**特許庁の審査・審判において、本件判決が示した**「当業者の技術常識に基づいて用語の意味を判断する」**というアプローチがより重視される可能性があります。審査官・審判官は、明細書に定義がない用語であっても出願時点で広く知られた技術用語であれば、不明確と断ずる前に技術常識を調査・考慮する必要性を再認識するでしょう。実務上は、出願人側も意図する技術用語が当業界で一般に認識されているものである場合、本判決を先例として明確性を主張しやすくなるといえます。逆に、明細書に十分な説明がなく当業者にも理解が難しい独自用語を用いた場合は、本件とは異なり明確性要件違反と判断されるリスクが高いことも示唆されています。要するに、本判決は「明確性」の判断に技術常識の裏付けを与えた点で、審査基準の運用に影響を与えるものです。
- **実施可能要件審査への影響:**本件のように明確性要件と実施可能要件は連動して判断される場合が多く、明確性が認められることで実施可能要件もクリアしうることが改めて示されました ([本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 – Lexology](#))。特許庁は明確性に疑義がある場合に実施可能要件もあわせて問題視しがちですが、本判決はその前提が誤っていれば実施可能要件違反の指摘も成り立たないことを明言しています ([本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 – Lexology](#))。このことから、審査・審判段階で明確性要件違反を指摘する際には、安易に実施可能要件違反まで結び付けず、それぞれ独立した観点から検討すべきという教訓が得られます。もっとも、本件では用語の技術的意味が明確であるとの判断により実施可能要件も満たすとされました。仮に用語自体は周知でも明細書の記載が当業者に具体的手段を提供していない場合には実施可能要件違反が成立しうる点には留意が必要です。いずれにせよ、本判決は明確性・実施可能性の判断枠組みを示したことで、今後の審決取消訴訟や特許実務における議論の参考例となるでしょう ([本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 – Lexology](#))。
- **審決取消訴訟全般への示唆:**本件は結果的に特許庁審決が取り消されました。裁判所が技術的事実認定に積極的に踏み込み、出願時の複数の技術文献を証拠として採用した点は注目に値します ([本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 – Lexology](#))。審決取消訴訟では、特許庁の判断が技術的専門事項を含むため裁判所がどこまで踏み込むかが問題になりますが、本判決は必要とあれば専門技術文献を複数検討しても

事実認定を尽くす姿勢を示しました（[本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 – Lexology](#)）（[本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 – Lexology](#)）。これは他の審決取消訴訟にも通じるアプローチであり、裁判所が審決の技術的判断を精査して誤りがあれば是正する役割を果たすことを改めて示しています。特許実務家からは、このような裁判所の姿勢は審判段階での主張・立証の重要性を高めるとともに、知財高裁への期待につながるとの声もあります。特に、審判段階で不明確とされた用語でも、裁判で技術常識を示す証拠を適切に提出すれば覆せることが本件で示されたため、今後の争訟では技術文献や専門家証言の用意が一層重視されるでしょう。

以上のように、令和6年(行ケ)第10005号判決は特許請求の範囲の記載要件(明確性)および明細書の記載要件(実施可能性)の判断に関する重要な示唆を与えるものでした。裁判所が示した論理は、本件特有の事実関係に基づく事例判断であるものの、特許実務者にとって明確性・実施可能性を検討する上で有用な指針となるでしょう（[本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 – Lexology](#)）。この判決を契機に、出願時の技術常識や用語の一般的の意味合いを踏まえた審査・審判がより重視され、特許審決取消訴訟においても充実した技術的主張立証が展開されることが期待されます。

参考文献・情報源：本分析は知財高裁判決文（[本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 – Lexology](#)）（[本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 – Lexology](#)）、知財専門家による解説記事（[特許 令和6年\(行ケ\)第10005号「電子患者介護用のシステム、方法および装置」\(知的財産高等裁判所 令和6年11月27日\) – 創英國際特許法律事務所](#)）（[本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例 – Lexology](#)）など最新の資料を参照してまとめています。各引用箇所の【】内番号は出典を示しています。